

令和 3 年度庄内町国民健康保険事業計画

1 目的

庄内町国民健康保険事業計画は、山形県国民健康保険運営方針に基づき、本町国民健康保険事業の安定的な運営に向け、医療費の適正化や収納率の向上、被保険者の健康の保持増進を図ることを目的としています。

2 基本方針

国民健康保険制度は、国民健康保険法に基づき国民皆保険の中核たる医療保険制度として、地域住民の医療確保と健康水準の向上を目的に実施され非常に重要な役割を果たしています。

住民が安心して医療を受けられる環境整備を推進し、目的達成のため、次の重点目標を掲げ適正な事業運営と財政健全化に努めます。

3 重点目標

- (1) 国民健康保険税の適正賦課と収納率向上
- (2) 国民健康保険被保険者の適用適正化の推進
- (3) 診療報酬明細書点検調査の充実
- (4) 第三者行為に係る求償事務の適正化
- (5) 特定健康診査等の実施及び保健事業の推進
- (6) ジェネリック医薬品の利用促進
- (7) 広報活動の推進

4 事業実施計画

(1) 国民健康保険税の適正賦課と収納率向上への取り組み

① 適正賦課の取り組み

国民健康保険事業の安定的な運営を図るためには財源の基幹となる国民健康保険税を適正に賦課し、収納していくことが重要です。令和 3 年度の国民健康保険税率（額）は、山形県が算定する国民健康保険事業費納付金の額に基づき引下げとします。また、国保資格の取得・喪失の届出等の徹底と併せて、町広報誌や町ホームページを活用した住民周知に努め適正な賦課を行います。

② 収納率向上への取り組み

「町税等滞納削減!!第 4 次アクションプラン（令和 3 年度策定）」に基づいて、収納率の向上及び収入未済額の減少を目指し、次のとおり取り組みます。

- イ 納税相談員（2 名）による滞納者への催告・折衝の強化充実を図ります。
- ロ 職員による滞納処分の適正な執行を行い、加入者の税負担の公平確保を図ります。
- ハ 督促状発送時期等にあわせた電話による納付催告を行い、新規滞納者の抑制を図

ります。

ニ 短期被保険者証の窓口交付による納税相談等を継続して実施します。

ホ 普通徴収による納付については、原則として口座振替による納付を推進します。

また、令和 3 年 4 月よりスマホ納付が開始されることから、その周知徹底を図ります。

(2) 国民健康保険被保険者の適用適正化の推進

① 一般被保険者

被保険者の適用事務は、国保運営のための基本であることから被保険者資格については、窓口での受付時に情報を収集し適正な適用に努めます。

イ 実態の把握

擬制世帯や収入無申告世帯、所得がない世帯等について、世帯の構成及び生計維持の状況など実態の把握に努めます。

ロ 遡及防止対策と他制度との調整

遡及適用を防止するため、日本年金機構及び被用者保険者との連携を図るとともに、国保加入・喪失について住民への周知を行います。また、他制度との調整では無保険や重複加入を防止するため、積極的に関係被用者保険者との連携を図ります。

② 退職被保険者等の適用適正化の推進

平成 27 年 3 月末までに国民健康保険に加入した方で、退職者医療被保険者に該当するにもかかわらず、一般被保険者として加入している方については、年金受給者リストの活用や資格確認の適正化を図ることにより、職権処理での実施と併せて適正な適用に努めます。

(3) 診療報酬明細書点検調査の充実

診療報酬明細書の点検事務は、医療費適正化の面では極めて重要であることから、山形県国民健康保険団体連合会に点検業務を委託して、適正かつスムーズな点検を実施します。また、被保険者一人当たりの内容点検の目標額を 400 円に設定し、財政効果の向上に努めます。

(4) 第三者行為に係る求償事務の適正化

第三者行為の発生について、医療機関や関係機関と連携を密にし、求償漏れを防止します。また、円滑かつ迅速な対応が必要であるため、求償事務を山形県国民健康保険団体連合会に委託し、職員は求償事務研修会等で資質の向上に努めます。

(5) 特定健康診査等の実施及び保健事業の推進

特定健康診査及び特定保健指導については、第 3 期庄内町国民健康保険特定健康診査等実施計画での受診率の目標値達成のため、未受診者への受診勧奨を推進し、生活習慣病の予防に向けて、保健福祉課と税務町民課が連携し積極的に取り組みます。

特定健康診査事業については、受診率向上を図るため、がん検診と併せ集団健診及び医療機関における人間ドック等の個別健診のいずれでも受診ができる体制で実施します。

また、保健事業では要受診者への受診勧奨、疾病の重症化予防事業を実施し、生活習慣改善による疾病の予防、病気の早期発見及び早期治療につなげることにより、被保険者の健康の保持増進並びに医療費の抑制に努めます。

(6) ジェネリック医薬品利用促進への取り組み

ジェネリック医薬品の使用割合の政府目標である 80%を達成するため、年 3 回のジェネリック医薬品差額通知の送付や被保険者証更新時のジェネリック医薬品希望シールを配布することにより、比較的長期に薬剤を処方されている前期高齢者のジェネリックへの切替割合について年 40%以上を目標として医療費の削減に努めます。

(7) 広報活動の推進

国民健康保険事業運営は、被保険者及び関係者の理解と協力を得て実施することが重要であり、わかりやすい内容による町広報誌、町ホームページへの掲載及び被保険者証の一斉更新時には、国民健康保険制度や特定健診等について周知を図ります。

① 町広報誌及び町ホームページの活用

予算、決算の状況、国民健康保険税の課税のしくみ、健康管理等に関する情報等を掲載し国民健康保険事業についてお知らせします。

② 年 6 回、医療機関受診全世帯を対象に 2 か月分をまとめて「医療費のお知らせ」を発行し、受診の状況と医療費の総額を確認してもらうことで医療費の適正化に努めます。

5 円滑な事業運営

(1) 国民健康保険運営協議会

国民健康保険運営協議会は、国民健康保険の重要事項や事業運営について審議を行います。また、委員研修として、国民健康保険事業に対する知識と理解を深めるため、山形県・庄内地区国民健康保険運営協議会の研修等に参加し、資質の向上に努めます。

(2) 関係機関との連携

国民健康保険事業を円滑に推進するため、保健事業担当課である保健福祉課及びその他関係機関との連携、協調を図り、事業の効率的な運営を行います。